

パブリック・コメント手続（意見募集結果）

公の施設の使用料に関する基本方針の
策定について

令和元年（2019年）6月19日（水）

【お問い合わせ先】

財政部 財政課 財源担当

電話 046-822-9807（直通）

横 須 賀 市

意見等の募集結果

1 パブリック・コメント手続の期間

平成31年4月8日（月）から令和元年5月7日（火）まで

2 意見の提出者数と意見件数

提出者数 17人 意見件数 48件

3 提出方法別の意見提出者数

提出方法	提出者数
直接持ち込み	3人
郵送	3人
ファクス	2人
電子メール	9人
合計	17人

4 提出された意見の概要及び市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方
1	使用料に関する基本方針の必要性	2件
①	<p>公共施設は原則として誰でも使用できるため、初めから公平である。使用しない人もいるから受益者負担の原則を導入するのでは論理が逆転している。利用者を増やすことに努めることは、健康で文化的な街を作ることにもなり、ひいては経費の上からの改善も図れると思う。</p>	<p>ご意見のとおり、公共施設は市民のための施設であるため公費によって整備や大規模改修を行っています。この他に、施設の運営経費が生じますので、その分は施設を利用させていただいている方に一定の負担をお願いする必要があると考えています。</p>
②	<p>この基本方針の行政上の位置づけは、どのようになるのか。恣意的な運用や改変などを避けるため、条例・規則等のように制度的に安定したものとするべきではないか。</p>	<p>基本方針は、行政計画と同等の個別行政分野における施策の基本方針として策定しており、特に重要なものとしてパブリック・コメント手続を行っています。従って、この基本方針の方向性に変更が伴う改定を行う際には、再度、パブリック・コメント手続を実施してまいります。</p>
2	対象施設の考え方	14件
③	<p>対象施設の考え方では、もっぱら法令を基準に利用者が費用負担する対象施設を考えているが、まちづくりの観点から行政サービスを保持する観点も追加するべきであり、その結果、無料が適当となる施設も存在すると考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、基本方針では法令を基準に対象施設を定めています。方針では、施設の目的や政策的な必要性などによって使用料の調整が行えることとしています。</p>
④	<p>施設が無料なのは他市に誇れるものである。現在無料の施設は、そのまま無料にしてほしい。</p>	<p>老朽化が進んだ施設を維持し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくためには、施設の目的や役割を踏まえた上で、施設を利用される方に経費の一部を負担していただく必要があると考えています。</p>
⑤	<p>施設の運営にあたり、財政的に大変だと思うが、経済的に大変な利用者もいるため、コミセン・青少年センターは無料を継続してほしい。</p>	<p>老朽化が進んだ施設を維持し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくためには、施設の目的や役割を踏まえた上で、施設を利用される方に経費の一部を負担していただく必要があると考えています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
⑥	<p>公民館活動は、より多くの市民が気楽に利用し、交流できる場として重要な役割を持っており、今後は、高齢者が増え、市が提唱している「フレイル予防」に直結する。利用内容で有料・無料を分けるのは、照明や空調の利用時間は共通であっても、水やガス、ピアノを使うからなど些細な問題で差別するのも公民館活動の趣旨に反する。利用料金を安くすればこれに必要な人件費で赤字になり、高くすれば利用者が激減し赤字になり、担当者を増やさないとやれば労働強化になる。これらの理由からコミュニティセンターの会議室等は、引き続き、無料にしてほしい。</p>	
⑦	<p>コミュニティセンターは住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設として設置されているものと思う。高齢化が進む中、多くの市民が自発的に参加して交流する場が大切であることから、同施設は無料としてほしい。</p>	<p>老朽化が進んだ施設を維持し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくためには、施設の目的や役割を踏まえた上で、施設を利用される方に経費の一部を負担していただく必要があると考えています。</p> <p>ご意見のとおり、コミュニティセンターについては、社会教育施設という役割や性質を踏まえた上で、検討してまいります。</p> <p>なお、基本方針のとおり、現在無料のコミュニティセンターなどは、使用料を徴収するために生じる経費が収入を上回る場合には料金の設定は行いません。</p>
⑧	<p>コミュニティセンターは社会教育法に位置付けた社会教育施設であり、住民自治の拠点となる施設である。利用に際しては無料もしくは低料との基準が示されているので、法律及び運営基準上、徴収することが適切でない施設として位置付け、現行通り無料としてほしい。</p>	
⑨	<p>コミュニティセンターなどの有料化により、活動費が圧迫され、その分を演劇入場の料金に転嫁せざるを得なくため、現在無料の施設は無料を継続してほしい。《 8件 》</p>	

No.	意見の概要	市の考え方
3	駐車場以外の施設	8件
⑩	<p>受益者負担の原則から施設の有料化は良いと思うが、利益と税の二重負担は良いとは言えない。ホテルの1/3程度以下とするか、委託費と光熱費を面積按分で単価を設定してほしい。</p>	<p>施設を利用される方には税と使用料をご負担いただきますので、基本方針では公費負担と使用料負担を明確にしています。</p> <p>ご提案いただきました単価設定につきましては、施設ごとの使用料を算出する際の参考とさせていただきます。</p>
⑪	<p>性質別負担割合は恣意的にしか決められないのではないかと。また、使用料の調整の項目で様々な調整が図られることになっており、妥当性の判断は簡単にはできないので、市民の意見を重視してほしい。</p>	<p>性質別負担割合は、施設の設置目的や提供サービスの種類等から分類するものです。</p> <p>基本方針に基づき計算された使用料を機械的に設定するのではなく、同種・同類施設の使用料、近隣自治体や民間施設の使用料を参考に妥当な料金設定となるよう検討してまいります。</p>
⑫	<p>基本方針2ページ下段の図にある「その他事業に係る経費」や「対象原価」に何を含まれるのか、どう計算されるのかが明らかにされていない。</p>	<p>ご意見のとおり、各経費に何が含まれるのかが分かりづらいことから、詳細の説明を基本方針に追記します。</p>
⑬	<p>複合施設の共同利用設備等による施設間の共通経費の扱いなども含め、公費負担分と利用者負担分の整理方法など、もう少し具体的に示すべきではないかと。</p>	<p>複合施設の共同利用部分については、原則、面積按分をもとに算出していますが、施設によって状況が異なることから、基本方針には定めず、個別の計算の中で調整してまいります。</p>
⑭	<p>使用料の計算過程について公開される方針が必要ではないかと。</p>	<p>使用料の算定においては、基本的に公開できる情報を基に計算等を行っていますので、基本方針に公開について定めることは考えていません。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
⑮	<p>形態別の使用料の算出には、対象原価や年間利用者数については「原則として、前回の見直しから直近までの期間の平均値で算出」とあるが、前回の見直しとは何時のことを指すのか。</p>	<p>ご意見のあった箇所は、今後の見直しサイクルを定めているものです。</p> <p>今回は新たに基本方針を定めていますので、この方針に基づき初めての算出を行うことになります。</p> <p>なお、今回の使用料算出においては、直近3～4年の平均値により算出します。</p>
⑯	<p>利用率が低い施設については、利用率が低い分を公費で賄っているが、基本方針では運営費の75%を利用料で賄うとなっている。これは利用率が低くて公費で賄っていた分を市民に負担させることになるので、現行の利用率をベースに、これまで利用率が低くて公費で賄っていた部分は、そのまま公費で賄うべきであり、地域住民等から施設の有効活用に関する意見等をもらって検討すべきではないか。また、市民負担は40%以下にしてほしい。</p>	<p>基本方針では、運営費の75%を負担していただくものではなく、全利用時間のうち75%が使われるものとして使用料を算出することとしています。これは、実態としての利用率が75%以下の施設もあるため、料金が著しく高くないように全施設で統一しているものです。</p> <p>さらに、性質別負担割合や各調整により適切な料金を算出してまいります。</p> <p>ご提案いただきました施設の有効活用につきましては、今後の利用率の向上に繋がる取り組みを行っていく上での参考とさせていただきます。</p>
⑰	<p>ロビーやエレベーターホールなどが広がったり、冷暖房が全館一体管理になっていたり、非効率な設備になっている。運営費の削減を図れる設備投資を優先して行い、効率的な運営費となるよう改善してほしい。</p>	<p>施設内を一体管理する冷暖房は、工事等が比較的簡単であることや施設の規模によっては個別空調よりも効率的な場合もありますので、今後も施設の状況に応じて、適切な設備投資をしてまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
4	駐車場使用料の算定	8件
⑱	<p>駐車場使用料の算定は、判断する尺度が記されていない。近隣施設のバランスにおいて、近隣の範囲はどこまでか、使用料のバランスはどの程度まで調整するのか、何かしらの尺度を基本方針に記すべきではないか。</p>	<p>駐車場使用料の算定における近隣施設とのバランスについて、各施設の所在地によって近隣駐車場の設置状況が異なるため、一律の尺度を設けるべきでは無いと考えます。</p> <p>市の駐車場使用料が低ければ民業圧迫になる可能性があり、逆に高ければ市の駐車場が利用されなくなってしまう可能性があることから、施設ごとの現状に応じて調整してまいります。</p>
⑲	<p>駐車場の利用について、1時間以内無料、施設利用者は1回あたり100円程度にしてほしい。</p>	
⑳	<p>これまで無料であった駐車場は、そのまま無料にしてほしい。</p>	<p>今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくためには、駐車場についても原則有料化するべきと考えます。</p>
㉑	<p>駐車場の有料化により、一般利用者が増加するため施設利用者に影響が出るため、無料を継続してほしい。《5件》</p>	<p>現在無料の駐車場については、周辺の民間施設への影響や有料化にかかるコストと収入見込みなど個々の施設の現状を踏まえた検討を行ってまいります。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
5	使用料の調整	5件
②②	<p>コミュニティセンターの使用料は、他都市を参考にするとともに本市の地域性などを考えると 4.5 円 / m²・1 時間にしてほしい。そのほか、ピアノ 1,500 円、音響 500 円、和室 200 円を 1 回あたりの使用料にしてほしい。</p>	<p>使用料の算出においては、対象原価に基づき使用料を算出した上で、近隣自治体や民間施設と比較を行い、必要に応じて調整を行います。</p> <p>ご提案いただきました料金案につきましては、施設ごとの使用料を算出する際の参考とさせていただきます。</p>
②③	<p>文化会館やはまゆう会館のホールの現状料金が大きく負担が大きくなり利用しづらいので引き下げてほしい。</p>	<p>ご意見の施設を含め、施設の使用料の検討を行う際は、近隣自治体の同類施設料金との比較を行い、適切な料金を設定してまいります。</p>
②④	<p>現在、ヴェルクよこすかでの飲食が伴う会合時の使用料は上乘せているが理由がわからないため廃止してほしい。</p>	<p>基本方針では、施設の利用実態に応じて各種条件により料金差を設定できるとしています。</p> <p>いただきましたご意見は、施設ごとの使用料を算出する際の参考とさせていただきます。</p>
②⑤	<p>個々の施設の有料化については、利用者との間で協議会をもってルール作りをしてほしい。</p>	<p>基本方針を策定する目的の一つに、市の同類施設における料金のバラつきを是正することがあります。</p> <p>このため、有料化については、統一したルールに基づいて算出するのが望ましいと考えます。</p>
②⑥	<p>附属設備使用料について、「別途使用料を設定できる」とだけ記載しており、結局は各施設任せで統一的な考えがない。耐用年数等に応じた常識的な使用回数を設定し、積算結果が高額になれば補正する方針を規定すべきではないか。</p>	<p>附属設備の使用料につきましては、基本的には、ご意見のとおり算出すべきと考えています。</p> <p>しかし、附属設備は施設以上に多種多様であり、個別の施設の事情によるものも多いことから、統一した基準には馴染まないと考えています。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
6	その他	8件
⑳	<p>活動実績のある団体や介護・福祉に関する団体には、審査により減免措置を行ってほしい。また施設使用料に対する補助金を設けてほしい。</p>	<p>基本方針では、施設の設置目的や状況等を総合的に判断し、個々の施設ごとに減免措置を設定できることを定めています。</p> <p>また、減免措置を設定できることとしていることから、補助金制度を設けることは想定していません。</p>
㉑	<p>施設の管理経費がかかること、受益者負担という考え方も理解できるが、コミュニティセンターや駐車場の使用に関しては無料を継続することを基本としてほしい。もし、有料化が避けられない場合は、市の委託事業などによる使用については減免してほしい。</p>	<p>老朽化が進んだ施設を維持し、今後も継続してきめ細かいサービスを提供していくためには、施設を利用される方に経費の一部を負担していただく必要があると考えていますので、この方針に基づいて、適切な料金設定を検討してまいります。</p> <p>また、市の委託事業については、減免の適用など、適切な対応について検討します。</p>
㉒	<p>市民がボランティア的に施設を活用して福祉に関わる事業を行う場合は減免措置を行い、市民のボランティア活動を支えるようにしてほしい。</p>	
㉓	<p>現在有料の施設においても、障害者等への割引を拡大し、現行のように安価で長時間利用できるようにすることともに、現行料金より引き上げられないようにしてほしい。駐車場の減免は幅広く対象となるようにし、広報も十分に行ってほしい。</p> <p>また、車いす以外の配慮が必要な人も停められる優先駐車場の設置を増やすべきである。</p> <p>総合福祉会館については、現行の障害者団体等の優先予約利用及び利用料の減免制度と駐車場の無料を維持してほしい。</p>	<p>基本方針では、施設の設置目的や状況等を総合的に判断し、個々の施設ごとに減免措置を設定できることとしています。</p> <p>いただきましたご意見は、施設ごとの使用料を算出する際などの参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
③①	<p>これまで無料であった施設については、全ての施設を一律に有料にするのではなく活動内容によっては無料とするよう、明確な基準と2段階の利用料金制を定めてほしい。</p>	<p>これまで無料であった施設は、方針に基づいて、適切な料金設定や有料化を検討してまいります。その上で、施設の状況に応じて減免措置を検討してまいります。</p>
③②	<p>料金を納める側も受け取る側も複雑にならないよう、徴収方法も簡略化してほしい。徴収費用が利用料を上回るならば有料化の意味がないのではないか。</p>	<p>ご意見のとおり、徴収方法の簡略化についても併せて検討してまいります。 また、基本方針のとおり、現在無料の施設は、使用料を徴収するために生じる経費が収入を上回る場合には料金の設定は行いません。</p>
③③	<p>公の施設や駐車場は、災害などで市民の命を守るために必要な場合の使用料は免除すべき。このことは、個々の施設の基準に定めるほか、基本方針にも明確に規定する必要があるのではないか。</p>	<p>有事の際は、災害対応が優先となり、使用料は発生しません。 方針は通常の利用における料金設定の考え方を定めるものです。</p>
③④	<p>指定管理の施設の利用料に関しては、指定管理者と協議することになっているが、結果として市民への利用料負担が増えることになる。指定管理施設もそれ以外の施設と統一すべきではないか。</p>	<p>指定管理施設の算出方法は、それ以外の施設の算出方法と同一で、統一されています。 指定管理者は、利用料金による収入に見合った支出となる事業を提案しているため、使用料の値上げや値下げによって収支が成り立たなくなる恐れがあることから、協議することとしています。</p>
7 使用料の見直し時期について		1件
③⑤	<p>使用料の見直し時期についての中で、「行政改革プランの見直しに合わせて、新たに使用料を試算し、検討を行う」とあるが、「第3次横須賀市行政改革プラン」と正式名称にすべきではないか。</p>	<p>「行政改革プラン」は、行政改革大綱に位置付くもので正式な名称です。ご意見のとおり、現在は「第3次」ですが、計画期間が4年間であるため、次期見直し時には「第4次」を策定することになります。基本方針には「行政改革プランの見直しに合わせて」と表記しており、分かりづらい点があることから、「行政改革プランの策定に合わせて」に修正します。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
8	基本方針以外へのご意見	2件
③⑥	自動販売機の料金を値下げすると利用が増えるのではないか。	いただきましたご意見は、今後の施設運営の中での参考とさせていただきます。
③⑦	集会室等は、利用効率の向上や負担軽減のため、ネット等で仕切り、複数利用できるようにしてほしい。	